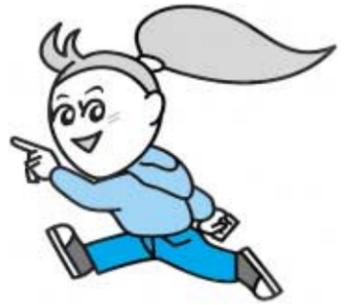




投票日前でも直接投票箱に 投票できるようになりました



期日前投票制度は、従来の選挙人名簿登録地の市区町村における不在者投票に替わる制度です。選挙人の投票しやすい環境を整えるため、公示日または告示日の翌日から直接投票箱に投票できるよう、新たに創設されました。この制度は、15年12月1日の公職選挙法の一部改正施行によるもので、今後公示または告示される選挙から適用されます。
詳しくは選挙管理委員会事務局 ☎70・7790へ。

公職選挙法一部改正により 期日前投票制度が創設

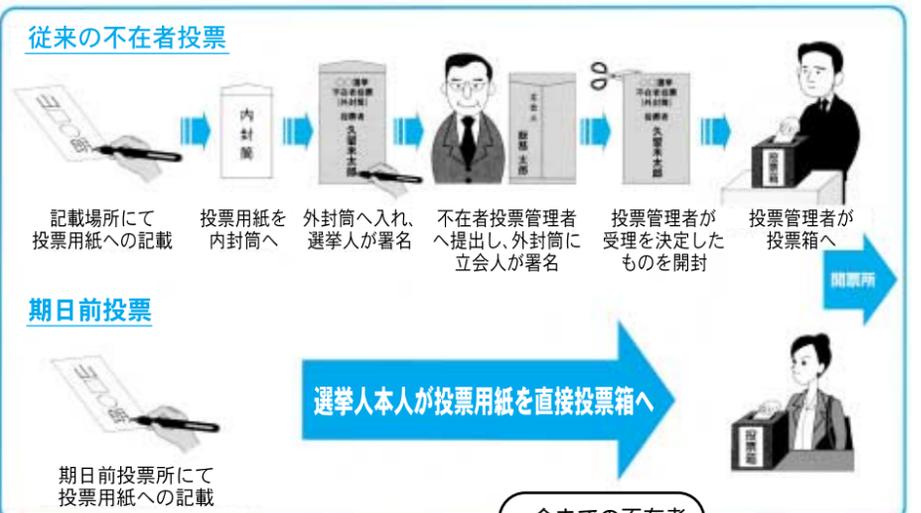
投票を行う場所	名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会	名簿登録地の市区町村以外の市区町村の選挙管理委員会	病院、老人ホームなどの施設
改正前	不在者投票		
改正後	期日前投票	不在者投票	

対象となる投票
選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票。
在宅で行う郵便投票、病院や老人ホームなどで行う指定施設投票、選挙人名簿登録地以外の市区町村で行う不在者投票などは、従来通り行われます。

投票期間
選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日まで
※今までの不在者投票は公示日または告示日から投票で

投票場所
期日前投票所（従来の不在者投票記載場所と同じ市役所7階703会議室）で。

投票時間
午前8時半から午後8時まで
投票を行うことができる方
選挙期日に仕事やレジャーなどの一定の事由（現行の不在者投票事由）



投票手続き
期日前投票は選挙期日の投票所における投票と同じく、確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日（投票日）の投票所における投票と同じです。

選挙権認定の時期
選挙権の有無は、期日前投票を行う日に認定されます。



今までの不在者投票と比べて、期日前投票はどんなメリットがあるの？

選挙人の投票手続きがとても簡単になるんだ。しかも、投票用紙を直接投票箱に入れることができるんだよ。

郵便等による不在者投票が変わります

公職選挙法の一部が改正され、郵便等による不在者投票について、その対象者が拡大されることにより、「代理記載制度」が新たに創設され、3月1日以降に公示または告示される選挙から行うことができます。

要介護状態区分が要介護5と記載された方、身体障害者手帳をお持ちの重度が1級から3級までの方が、新たに郵便投票による不在者投票を行うことができます。

介護保険の被保険者証に

これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることが可能になります。従って、期日前投票を行った後に、他市町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われることとなります。

2 郵便等による、不在者投票における代理記載制度の創設

郵便等による不在者投票ができる選挙人で、自ら投票の記載をすることができない方として定められた、身体障害者手帳をお持ちの上肢または視覚の障害の程度が1級である方、戦傷病者手帳をお持ちの上肢または視覚の障害の程度が、特別項症から第2項症までである方は、あらかじめ同委員会委員長に届け出た選挙権を有する人に投票に関する記載をさせることができるようになります。

ただし、代理記載の方法による投票を行うためには、郵便等投票証明書の交付申請に加えて、あらかじめ代理記載人となるべき人による同意書・宣誓書等の添付書類が必要となります。

**市ホームページで
例規集・市議会会議録が
閲覧できます**

市のいろいろな情報をお伝えしている市ホームページで、3月1日(月)から「例規集(条例・規則等)」と「市議会会議録」が閲覧できるようになりました。検索機能も備えていますので、ぜひご利用ください。

なお、この例規集からダウンロードした申請書等の様式は使用することができませんので、窓口等で配布している様式をご利用ください。
詳しくは広報課広報担当 ☎70・7708へ。